



生殖医療をどう考える？



「代理出産 見守って」と、出産した実母と娘が記者会見
このニュースを皆さんもいろいろな想いでご覧になった事と思います。「代理出産という選択肢しかない私たちのような人を温かく見守って」と訴えていました。そして、会見した理由を、「代理出産の議論を忘れないでほしいから」と話されました。

日本学術会議は昨年代理出産を原則禁止とする報告書をまとめましたが、法整備はできていません。現在の日本では生殖補助医療を規制する法律は一つもありません。

夫婦間での体外受精は法的、倫理的に問題はないのですが、「精子」「卵子」「胚(受精卵)」「子宮」の4つのいずれかを第三者から借りる場合に、どこまで許されるのかという観点から、その限界や条件をまとめた、その法案の骨子となる、厚生科学審議会生殖補助医療部会の最終報告書(2003.4.11)の要旨をご紹介します。

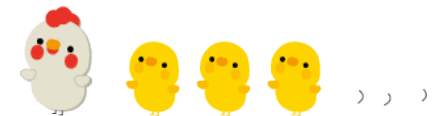
- ① 第三者から提供された精子、卵子による体外受精、胚(受精卵)の移植を認める。ただし、胚の移植は他の夫婦が自己のために得た胚(つまり、他の夫婦が不妊治療で得た余剰胚)に限られ、精子、卵子の両方の提供によって得られる胚は認めない。
- ② 精子、卵子、胚の提供者は匿名とし、夫婦の兄弟姉妹からの提供は当分の間認めない。
- ③ 精子、卵子、胚の提供に関する金銭の授受は禁止とする。
- ④ 生まれた子は、15歳以上になれば、提供者について知りたい情報について開示請求できる。

- ⑤ 代理懐胎(代理母・仮り腹)は禁止する。
- ⑥ 実施に際しては十分なインフォームド・コンセントとカウンセリングを行う。

提供者については、精子は満55歳未満の成人、卵子はすでに子に
いる35歳未満の成人。ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、すでに子がいる必要はない。

兄弟姉妹からの提供については、その方が提供を受けやすく、遺伝的つながりを求める日本人には受け入れやすい面もあるが、兄弟姉妹からの提供を避けるのは、不妊の肉親に代わってこれらの人たちが精子や卵子を提供するのが当然視されてプレッシャーがかかる恐れがあると懸念される見方もある。

知らないところで、こんな議論がされていることも知っておいてください。そして、今回記者会見した母娘に「代理母出産という選択肢しかない私たち…」と思わせてしまう社会の在り方にも深い問題を感じます。



お知らせ

前回ご紹介した、海堂尊原作の『ジーン・ワルツ』が映画化されることになりました。主演は菅野美穂。現代医療の問題と矛盾が噴出する産科医療の最前線に立ち、代理母出産も視野に入れて、不妊治療のエキスパートが戦うストーリーです。来年2月完成予定とのこと。

12月・1月のカウンセリング予定日

- 12月4日(金曜日)、5日(土曜日)、8日(火曜日)不妊学級
18日(金曜日)、19日(土曜日)
1月15日(金曜日)、16日(土曜日)不妊学級
29日(金曜日)、30日(土曜日)

